

定例監査の結果

1 監査の期間

平成28年 6月27日から平成28年 7月13日

2 監査の対象

(1) 対象部課

議会事務局議事課

(2) 対象期間

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査委員の除斥

議会選出の颯田栄作監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 議事課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(イ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。

(ロ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等の届の提出を受けていないものがあった。

イ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあった。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

ウ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用していた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

エ 年次休暇の専決で、課長補佐又は主任主査が配属されている場合、どちらかが専決者となるにもかかわらず、主査が年次休暇の専決者となっていた。

基本的な事務の取扱いについて十分確認し、事務を遂行されたい。